

平成29年4月

事業者 各位

株式会社 水原自動車学校

運行管理者等指導講習 一般講習のご案内

運行管理者等指導講習（一般講習）の受講をご希望の方は、下記の点についてもご確認ください。何かご不明な点がございましたら、お問合せをよろしくお願いいたします。

1. 対象者

(1) 当該事業所で初めて選任された運行管理者

選任された日の属する年度に、基礎講習、一般講習のいずれかを受講する必要があります。（基礎講習を受講したことがない場合は、基礎講習を受講する必要があります）

(2) 既に選任されている運行管理者

最後に受講した日の属する年度の翌々年度以後2年ごとに、基礎講習、一般講習のいずれかを受講する必要があります。（平成28年度の基礎講習、一般講習のいずれかを受講していない方）

(3) 特別講習を受講するよう指定された営業所に選任されている全ての運行管理者

事故や行政処分（以下、事故等）により、特別講習を受講するよう指定された営業所に選任されている運行管理者は、事故等があった日の属する年度と翌年度に、基礎講習、一般講習のいずれかを受講する必要があります。

(4) 5年間以上の実務経験により運行管理者資格を得ようとする者

5年間以上の実務経験により運行管理者資格を得ようとする場合は、基礎講習、一般講習のいずれかを5回以上受講する必要があります。（1回は基礎講習を受講する）

なお、平成28年の国土交通省令改正により、一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者の資格要件が、試験合格者のみに限定されました。

(5) その他の者

2. 注意事項

平成27年1月1日より、運行管理者等指導講習手帳に講習を修了した旨を証明する際、旅客と貨物を区分することになっているため、下記のとおりお願いいたします。

(1) 現に携わっている運行管理業務に応じた講習を受講してください

旅客業務の方は旅客の一般講習、貨物業務の方は貨物の一般講習を受講してください。また、5年間以上の実務経験により運行管理者資格を得ようとする場合も同様です

3. 運行管理者等指導講習手帳の証明

すべての講習を受講して、試問の結果が所定の基準に達した方には、運行管理者等指導講習手帳に講習を修了した旨の証明をいたします。